

東北歴史博物館広告掲載等基準

東北歴史博物館広告等掲載事業実施要領第3第2項の基準は、次のとおりとし、平成22年12月22日から適用する。

1 広告等を掲載しない業種及び事業者

- (1)宮城県教育委員会広告掲載等基準3に定める者。
- (2)投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のある、勧誘、募集等を専ら行う事業者。
- (3)古美術品・骨董品等の販売業者。
- (4)探偵社、身元調査会社等の業種。
- (5)結婚相談所、交際紹介業等の業種。
- (6)暴力団員がその経営に実質的に関与している、又は利用し、協力している事業者。
- (7)その他館長が不適切と認める業者。

2 掲載しない広告等

- (1)宮城県教育委員会広告掲載等基準 4に定める広告等
- (2)個人の名刺(氏名、住所、連絡先等のみの周知を目的とするもの)広告、及び年賀、慶弔その他これに類する挨拶を目的とする広告等。
- (3)人事募集を主たる目的とする広告等。
- (4)特定の業者に不利益を与える広告等。
- (5)その他館長が不適切と認める広告等。